

さくら通信10月号

2024年10月
No.238

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株式会社さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

秋の夜長に



最近、読書にはまっていた時期がありました。読書と言っても純文学などではなく、エンターテインメント性が高いと言われる推理小説を中心に読んでいました。特に、叙述トリックを使った小説をよく読んでおりまして、話の終盤あたりでネタが分かった時の強烈なインパクトがたまらなく面白いと思っています。推理ものの音楽を聴きながら読むと楽しさ(と怖さ)も倍増です。

これから、少しずつ秋も深まっていくと思います。秋の夜長に色々な本を読めたらいいなあとっています。

(孝志洋)

税務調査(任意調査)について③～売上高の調査方法～



今回は、売上高についての一般的な税務調査の手法を確認してみます。

現金商売以外の卸売、製造業等の売上高の調査手法は、商品、製品等の物の流れを追跡することで、お金の流れを推定します。

まず、決算期末近辺の仕入、もしくは製造された製品をいくつか抜き出して、期末までに売り上げているか、それとも期末の在庫品として残っているかを仕入帳、売上帳、棚卸表や納品書(控)、請求書(控)で調べていきます。

商品や製品は、通常、社外に売り上げたか在庫として残っているかのいずれかです。もし、これらが計上されていない場合、売上が除外されているか、期末在庫の計上がもれているか、あるいは、そもそも仕入や製造費用が架空である可能性があります。

商品や製品が種別や番号別になっていれば、物の流れを明確に把握できますが、そうした区分がなくとも個数や重量等である程度の推定をします。

卸売業等が売上を除外する際、取引相手と通謀するケースもあります。例えば、売上先に頼んで納品書の金額を低くしてもらい、残金を現金や仮名名義等への銀行振込でもらって、売上から除いてしまう等の手口があります。

この場合、相手先では支払った金額が費用に出来なくなってしまいます。そこで、何らかの見返りを条件に、相手先にこうした便宜を図つてもらうことがあります。

いうまでもなく、こうした行為は脱税行為であり、税務調査で発見された場合には重いペナルティを受けることになります。



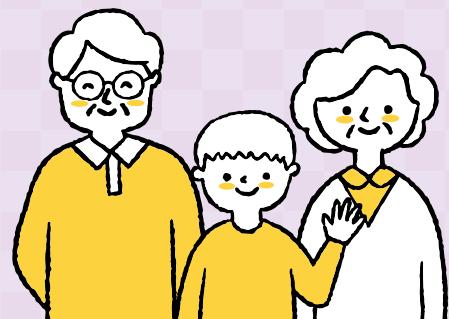
(大寺)

資産税係 死亡保険金の受取人が孫になっている場合

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合、死亡保険金は相続税の課税対象となります。死亡保険金は、「残された家族の生活保障」という大切な目的を持っており、相続人が保険金を受け取る場合に限り、「500万円×法定相続人数」については相続税が非課税となります。

相続人全員が受け取った保険金の合計額が、非課税枠を超える場合、非課税となる額は、実際に受け取った死亡保険金の額で按分します。

注意すべき点は、この非課税枠は法定相続人のみに適用されるという点です。養子縁組をしていない孫を死亡保険金の受取人としている場合、孫は法定相続人に該当しないため、相続税の非課税枠は適用されず、受け取った金額全額が相続税の課税対象となってしまいます。さらに、相続税には、配偶者及び一親等の血族(代襲相続人となった孫を含みます。)以外の人が遺贈等によって財産を取得した場合、その人の相続税額に2割加算されるというルールがありますので、相続税は2割増しとなります。



(坂田)

社会保険 マイナ保険証への一本化

★ 健康保険証の廃止とその後の対応

1 健康保険証の廃止

1. 健康保険証の新規発行 → 2024年12月2日以降廃止
2. 経過措置 → 2024年12月1日までに発行された健康保険証は
2025年12月1日まで使用可能

※ 2025年12月2日以降、使用できなくなった保険証は自身で破棄することが認められる
(12月1日までは回収)



2 協会けんぽから資格情報のお知らせが届く

2024年9月以降 → 会社を経由して、被保険者・被扶養者全員に

- 被保険者資格等の基本情報記載
- 医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁が表示され、データベースにマイナンバーが登録されているか確認できる
- マイナンバー提出のための申出書が同封される

3 資格確認書

- マイナンバーカードを作っていない人・マイナ保険証の利用登録をしていない人
→ 協会けんぽから交付される資格確認書により今まで通り保険診療が受けられるがマイナ保険証利用のメリットを受けられない

- 資格確認書
→ プラスチック型・黄色(予定)・4~5年の有効期限(差し替え必要)

会社(事業主)は従業員に早めに周知し、マイナ保険証の利用登録を勧めることをご検討して下さい



(竹内拓也)

減損の兆候の例示「①資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みである場合」の「継続してマイナス」とは、おおむね過去2期がマイナスであったことをいいます。ただし、前期と前々期がマイナスだとしても、当期の見込みが明らかにプラスとなる場合は減損の兆候に該当しません。また、前期がマイナスで、当期以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合には、減損の兆候に該当します。



次に減損の兆候「②資産または資産グループの使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生ずる見込みである場合」の「回収可能価額を著しく低下させる変化」とは、社内環境の変化のうち、収益性の低下につながる事象をいいます。

例えば、資産グループが遊休状態になり将来の用途が未定であること、当初の予定よりも著しく早期に資産グループを除却や売却により処分すること等が該当します。

さらに、減損の兆候「③資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みである場合」の「経営環境の著しい悪化」とは、社外環境の変化のうち、収益性の低下につながる定性的な事象をいいます。経営環境には、市場環境、技術的環境、法律的環境が挙げられますが、企業環境は、企業によって大きく異なります。個々の状況に応じて減損の兆候に該当するかを判断します。

例えば、市場環境の著しい悪化には、材料価格の高騰、製商品価格の大幅な下落、販売量の著しい減少等が該当します。



最後に、減損の兆候「④資産または資産グループの市場価格の下落」における「著しい下落」とは、市場価格が簿価から50%以上下落することをいいます。市場価格とは、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場のことです。固定資産の場合、市場価格が観察可能な場合は多くなく、一定の評価額や市場価格を適切に反映していると考えられる指標を市場価格とみなしています。

例えば、土地の公示価格、都道府県基準価格、路線価による相続税評価額または固定資産税評価額が該当します。

(孝志西)

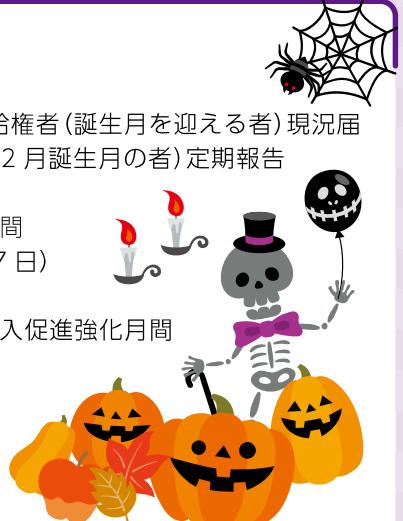
10月の社会保険労務

■ 10月31日

- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月～9月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 労働保険料の納付<延納第2期分>(郵便局または銀行)
- 有期事業概算保険料延納額<8月～11月>の納付
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届

- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届
- 労災年金受給権者(7月～12月誕生日の者)定期報告

- ※ 社会保険労務士制度推進月間
- ※ 全国労働衛生週間(1日～7日)
- ※ 高年齢者雇用支援月間
- ※ 中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
- ※ 健康強調月間



10月の税務

■ 10月10日

1. 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 10月15日

2. 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

■ 10月31日

3. 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
4. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6. 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

7. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

8. 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■ 10月中において市町村の条例で定める日

9. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※税理士相互扶助の日…10月26日



法人が生命保険に加入する目的は多種多様です。例えば、社長や重要な役員が死亡したり、重い病気や障害で長期間職務を遂行できなくなったり、事業の継続性を確保するための資金が必要になります。また、退職慰労金や相続税対策資金、事業承継対策資金など、特定の目的に向けた資金準備も重要です。これらの資金は通常、大きな一時的支出を伴うため、企業財務に大きな影響を及ぼす可能性があります。生命保険を利用することで、これらの支出が企業財務に与える影響を軽減し、より計画的かつ安定した資金管理が可能となります。

対象	契約者	加入目的	主な生命保険の種類
社長	法人	事業保障資金の準備	組立総合保障保険 定期保険 終身保険
		生存退職慰労金、死亡退職慰労金・弔慰金の準備	
		がん・生活障害補償の準備	定期保険
後継者対策	法人	自社株の買取資金の準備	定期保険 終身保険
	個人	円満な遺産分割のための資金の準備	終身保険
役員・従業員	法人	退職金の準備(生存・死亡)	定期保険 養老保険(福利厚生プラン)
		入院時の不在による売上減少の準備	医療保険

(さくらビジネス)

医療係 棚卸資産に関する注意点

医療機関における棚卸資産とは、保有している医薬品などをいいます。個人事業主の場合には12月31日、法人の場合には事業年度末に棚卸を行うことで、適正な医療原価を求めることが可能になります。

1. 棚卸を行うべき資産

医療機関において棚卸を行うべき資産は、医薬品、診療材料のほか、歯科撤去冠、切手や診察券などの貯蔵品が挙げられます。



2. 期限切れの医薬品など

期限切れの医薬品などは棚卸資産に含める必要はありません。棚卸資産に含めないことで医療原価が増加し、課税所得を減額することになります。なお、期限切れの医薬品に関して廃棄した事実を記録することをお勧めします。

3. 棚卸資産の金額

薬価で評価することは認められませんので、取得価額(仕入原価のほか、荷造費など一定の費用を含みます)で評価する必要があります。また、消費税の経理方法(税込経理又は税抜経理)に準じた金額によって評価する必要があります。

4. 消費税の納税義務に変更がある場合

消費税の納税義務に変更がある場合には、棚卸資産に係る消費税額について一定の調整が必要になります。

5. 評価方法の届出を行わなかった場合

法定評価方法である最終仕入原価法により評価を行うことになります。

(大下)



社会保険労務士 木村喜美子100歳にて他界!

盆休みに永眠。事務所に迷惑をかけることなく、仕事熱い最後であった。ペンクラブに随筆を投稿し、大賞を受賞したこともあり、最後まで文学少女であった。実母を7歳で亡くした私にとっては、結婚以来50年近く同居し、実母に近い存在だった。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181